

答申第25号
平成30年 3月30日

松阪市長 竹上真人様

松阪市個人情報保護審査会
会長 森下英俊



個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

平成30年2月8日付、17松健第1650号にて諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 松阪市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定により、審査会の意見を聞くこととされている事項
2. 松阪市個人情報保護条例第7条第3項の規定により、審査会の意見を聞くこととされている事項
3. 松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聞くこととされている事項
4. 松阪市個人情報保護条例第8条第3項の規定により、審査会の意見を聞くこととされている事項

審査会開催日

平成30年 3月 6日 第18回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	「松阪市中学生ピロリ菌検査事業」及び「松阪市中学生ピロリ菌除菌治療費助成金交付事業」に係る個人情報の本人以外からの収集、目的外利用及び実施機関以外への提供について
審 査 会 の 意 見	<p>1 個人情報の本人以外からの収集の制限の適用を除外することは、やむを得ないものと認める。ただし、個人情報の本人からの収集を原則とする条例の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲やその必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とすることが望まれる。</p> <p>2 本人以外からの個人情報を収集した旨の本人への通知は、要しないものと認める。</p> <p>3 個人情報の目的外利用及び外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが、適当であると認める。ただし目的外利用及び外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、その必要性や範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が利用、提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>4 個人情報の利用及び提供した場合の本人への通知は、要しないものと認める。</p>
審 査 内 容	<p>本件に関しては、市内の中学校3年生にピロリ菌の感染検査及び除菌治療を行う事業の実施に係る、個人情報の取り扱い制限の適用除外についての諮問であり、中学校での集団検診を利用したピロリ菌感染検査が実施され、一定年齢になれば市民が検査及び除菌治療の機会を得るものであり、本事業は有益なものと言える。また除菌治療薬の服用を想定し中学校3年生を対象としているものがあるが、他方、若年齢で実施されることにより、早期発見、早期除菌治療による疾病予防、さらに次世代における感染予防への効果など、本事業における公益性が認められる。</p> <p>市内中学校に在籍する中学校3年生の生徒の情報、及び市外校へ通学する同学年の生徒の情報は、本事業の対象者を把握する上で必要であり、さらに除菌治療については、費用の自己負担が発生することから、就学援助受給世帯、生活保護受給世帯に対し、当該費用の一部又は全部を助成するため、それら該当者の把握についても相当の理由が認められる。よって条例の個人情報の取り扱いの制限事項、「本人以外からの収集」、「目的外利用及び提供」及び「本人への通知義務」の適用を除外することについては、本事業の実効性ないし公平性を確保する上でやむを得ないものと認められる。</p>

	<p>また当該事務取扱において、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものと認められる。</p> <p>一方、本件事業の検査委託機関における対象者情報等の管理については、厳格な取り扱いが行われるよう、契約時に個人情報保護取扱特記事項等に示した上で適正に指導されたい。さらに将来、本件事業で蓄積された検査結果を分析、検証するなど、地域医療における学術的な活用が予定され、個人識別性を除外した上で行われることであるが、条例の趣旨を踏まえ適正な取り扱いが継続されるよう配慮されたい。</p> <p>以上のことから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
審　查　日	平成 30 年 3 月 6 日 (火)
事　務　の　名　称	松阪市中学生ピロリ菌検査事業 松阪市中学生ピロリ菌除菌治療費助成金交付事業
収集・利用する個人情報の項目	市内に住所を有する中学校 3 年生の住所、氏名、生年月日、保護者名、続柄、学校名、住民となった年月日、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯
事　務　の　目　的	胃がん、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍発生に主に影響するピロリ菌を早期に発見し、早期治療にむすびつけることで、ピロリ菌による病気のリスクを減らすとともに、特に次の世代への胃がんを予防することを目的とする。
所管課（室）等	健康福祉部 健康づくり課、保護課 環境生活部 戸籍住民課 教育委員会事務局 学校教育課